

富士見中線電線共同溝工事に伴う教育情報ネットワーク用 光ファイバーケーブル移設に係る仕様書

(総則)

- 1 本仕様は甲府市が実施する富士見中線電線共同溝工事に伴う教育情報ネットワーク用光ファイバーケーブルの移設に関する仕様である。

(業務の内容)

2 業務の内容

(1) 光ファイバーケーブルの張替え

甲府市が実施する富士見中線電線共同溝工事に伴い、県の保有する教育情報ネットワークが継続して利用できるようにするため、別紙のとおり光ファイバーケーブルを移設するとともに県が別途指示する箇所にクロージャを設置し、既設の光ファイバーケーブルの撤去を行うこと。

(2) 導通の確認

光ファイバーケーブルにはクロージャを取り付け、収納後、導通試験を行い、ケーブル所定の性能が満たされていることを確認すること。

(留意事項)

- 3 留意事項は次のとおりである。

(1) 使用材料について

- ・配線機材等は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事共通仕様書（最新版）にある JIS・JEC・JEM の基準に該当するものはその適合品とし、それ以外のものは国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建設材料、設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（最新版）によるものとする。また、移設に使用する材料は、仕様書に定める品質及び性能を有する新品とし、見本提出等により材料の色・材質・仕上げの程度についてあらかじめ県の検査を受けること。

- ・光ファイバーケーブルは 12SM (PAPB) -SZ4R (EZB) -WB-E 以上の規格を使用すること。

(2) 光ファイバーケーブルの取り扱い

- ・作業中はケーブルに傷、その他有害な損傷を与えないよう十分取扱に注意すること。
- ・ケーブルを敷設する場合の曲率半径は使用ケーブルにおける許容曲率半径以上に取り、ケーブルに無理を与えないようにすること。
- ・ケーブルが損傷を受ける恐れのある個所に取り付ける場合は、防護カバーを取り付けること。
- ・昇柱作業・敷設作業時は地主の了承を受けてから行い、電柱所有者に問い合わせ、苦情等がないように施工すること。

(3) 光ファイバーケーブルの取り付け

- ・ケーブルを添架または敷設する際にはケーブルが十分な強度で支持できるような支持方法をとること。また光ファイバーケーブルには所定のケーブルスパイラル（グレー）、事業名プレートを取付けを行うこと。

(4) クロージャの取り付け

- ・クロージャの取付けは伝送路の吊線に直接取り付けることとし、機器に不要な力が加わらないようにスラックを見込んで処理すること。
- ・クロージャ両端末及びスラックの両端末はケーブルしばり紐で包縛すること。
- ・クロージャ付近には、電柱移設に対応できるだけの余長をとること。

(5) 光ファイバーケーブルの接続

- ・光ファイバーケーブルの接続は融着接続とすること。
- ・各融着接続点ロス ≤ 1 箇所あたり 0.6dB 以下とすること。
- ・光伝送路を含む End to End での対向施設間損失は、光コンバータの性能をふまえ材料の選定を行うこと。
- ・ケーブル部に異常な反射がないようにすること。
- ・外観及び接続部の機械的強度を満足できなかった場合は再度やり直すこと。
- ・全区間接続後、実測損失並びに OTDR 測定を行い、試験結果データ等を提出すること。

(6) 電線共同溝の条件

- ・敷設することができる電線の種類：通信線（光ケーブル 外径 8.5mm）
- ・敷設することができる電線の数量：条数 1 条

(7) 発生材及び廃材の処理・不要機器の廃棄

- ・本移設において、引渡を要しない発生材、廃材等の処理は受注者の責任において関係法令に従い行うこと。

(8) 進捗管理

- ・受注者は、随時、発注者に対し作業の進捗管理を報告すること。

(9) 諸手続き

- ・次の申請手続き及び書類の作成を行うこと。なお、各種申請手数料等が発生した場合は、受注者が負担すること。
 - 電柱の共架申請（変更を含む）
 - 道路占用申請
 - 警察への道路使用許可申請
 - その他発注者より依頼のあった申請および各種手続き

（安全管理）

- 4 受注者は、作業にあたって災害、公害及び、危険防止のため、建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関連法令等に従い、十分

な策を講じて業務を進捗させること。特に光ファイバーケーブル敷設は屋外の高所作業となる箇所もあるため、十分な安全策を講じ、資格の必要な業務においては資格保有者がこれに当たること。これにより他に損害を与えた場合の補修及び、補償は受注者の負担とする。

また、施工中に発生した作業による公害及び近隣よりの苦情に対しては、受注者の責任において解決を図ること。

(その他)

5 本移設を円滑に実施するため、十分な連絡調整を行うとともに、施工時には県の執行の妨げ（ネットワークの運用停止に伴う大幅な事務の遅れや不必要な騒音など）とならないよう十分配慮することとし、本移設によるシステム停止等によりネットワークに影響が出る場合は、県と事前に協議を行い、その影響が最も小さくなるよう夜間・土日に作業を行うこと。

また、作業終了後及びネットワーク切り替え時において不測の事態に対応できる体制を整えておくこと。

(検収等)

6 完成図書の提出

(1) 乙は、本業務が完了したときは、次の項目を入れたうえ、完成図書として、速やかに甲に提出しなければならない。

- ・ 光ファイバーケーブルルート図
- ・ 作業写真
移設前と移設後が写真で確認できるようにすること。
- ・ 伝送損失試験成績表
伝送損失規格値以内にすること。
- ・ 接続損失測定結果表
今回接続箇所の接続損失が分かるようにすること。
- ・ 電柱の共架申請（変更を含む）
- ・ 道路占用申請

(2) 甲は、前項の業務実績報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査・検収し、合格した場合は乙にその旨を通知するものとする。

(3) 第2項の審査に合格しなかった場合には、乙は甲の指示に従い、速やかにこれを補修し、甲の審査を受けるものとする。